

○「避雷設備（避雷針）」の指定

（平成 4 年 4 月 1 日）
（加古川市消防本部告示第2号）

改正 平成24年 2 月 1 日加古川市消防本部告示第 1 号
令和元年 7 月19日加古川市消防本部告示第 3 号

加古川市火災予防条例（昭和36年加古川市条例第30号）第16条第 1 項に規定する日本産業規格を次のとおり指定する。

消防長が指定する日本産業規格は、J I S A 4201－2003（建築物等の避雷設備（避雷針））とする。